



民法改正と相続税

今回のFAXニュースのテーマは、約40年ぶりに改正された相続関係の民法とそれに関わる相続税の改正です。改正点はいくつかありますが、その中から影響の大きいものを取り上げてみたいと思います。

・ 特別寄与料の創設

これまでも「特別」ではない、「寄与分」の制度は存在しました。この制度は、被相続人（亡くなられた方）の生前に、その財産の維持・増加に貢献をした相続人に対し、他の相続人との不公平を是正するために、法定相続分にその貢献分を加えて財産を分割するものでした。しかし、この「寄与分」は、相続人にしか認められませんでした。

相続人にしか認められないということは、相続人の妻など、相続人とならない親族が介護など無償で労務提供を行い、財産の維持・増加に貢献したとしても、「寄与分」を主張することはできないことを意味しました。

しかし、本年7月1日施行のこの制度は、このようなケースを「特別の寄与」として、この親族を「特別寄与者」とし、相続人に「特別寄与料」の支払いを請求できるようにしました。この場合の労務の提供とは被相続人の介護だけではなく、家業の手伝い、所有不動産の管理などが当てはまります。

ただし、その労務提供が無償で行なわれていたことが、特別寄与料を請求できる条件となります。報酬をもらっていた場合は請求できません。請求できる金額については相続人との協議によりますが、金額が決まらなかったり、協議

が出来ない場合は協議に代わる処分（審判）を家庭裁判所に請求することができます。ただし、審判を請求できるのは、相続開始時から1年以内のため、注意が必要です。

審判によって決まる特別寄与料がいくらくらいになるのかは、実際の運用が始まってみないとわからないのが実情です。決定に当たっては、寄与の時期、方法および程度、相続財産の額など様々な事情を考慮して決定するということになっています。

最後に、この特別寄与者は戸籍上の親族に限定されていることに注意が必要です。戸籍上親族ではない、事実婚や同姓婚のパートナーは、特別寄与者として認められないことになります。

なお、この特別寄与料は被相続人から遺贈されたものとして、相続税の課税対象となります。遺贈のため、本来の相続税に加え、2割が加算される、いわゆる「2割加算」の対象となります。

・ 預貯金の払い戻し制度の創設

相続が発生すると、被相続人の入院代や葬儀費用の支払いに追われることがあります。今回の民法改正では、そうした資金需要に応えるため、新しい制度が新設され、遺産分割前であっても相続人が単独で金融機関に対して直接、預貯金の払い戻しを求めることができることになりました。

改正前は、遺産分割が完了するまでは相続人は預貯金の払い戻しができず、そのため残された配偶者などの生活に影響がでることもありました。そもそも遺産分割は相続人全ての合意が必要で、長い時間がかかることも珍しくないの

です。そのため今回新設された「払い戻し制度」では、各預貯金口座の残高の3分の1に、相続人の法定相続分を掛けた金額まで払い戻しを求めることができることとなりました。しかし、一つの金融機関から払い戻せる額の上限は150万円までとなっています。ただし、払い戻したお金の使途に関して制限などはありません。

制度上、相続人1人が単独で払い戻しできる金額を制限しているのは、無制限の払い戻しを認めると他の相続人の利益を害する恐れがあるためです。この制度は口座のある金融機関に資料提出をして請求するだけと、ハードルは比較的低いと考えられるので、今後利用される方も増えるのではないのでしょうか。

・ 配偶者居住権の創設

配偶者居住権とは、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、終身または一定期間、その建物に無償で居住することができる権利のことです。

(2020年4月1日よりスタート)

被相続人の死亡後、配偶者が居住建物を相続する場合には他の財産を受け取れなくなってしまうケースがあることから、配偶者の安定した生活を保護することを目的に設けられたもので、遺産分割や遺贈等によって配偶者が取得します。

配偶者居住権の評価方法はまず土地や建物をこれまで通り評価し、その評価額を配偶者居住権部分と所有権部分に分けるイメージです。相続した配偶者の「平均余命」も評価額に反映されます。建物は構造・築年数・配偶者の年齢などにより評価が決まります。つまり築年数が古いほど、また配偶者の年齢が若いほど配偶者居住権部分の評価は高まります。一方、土地は配偶者の年齢のみが評価に影響します。

配偶者居住権を設定するに当たり最も気をつけたいのが小規模宅地の適用があるかどうかで

す。というのも配偶者居住権が設定された土地について、敷地の利用権の部分と所有権部分のそれぞれについて小規模宅地等の特例が適用できるかどうかは現段階においては決まっていないからです。

配偶者が取得する利用権部分については適用が認められると考えられますが、所有権部分については従来通り所有者がその敷地に居住しているかどうかで判定されると想定されます。そうすると、所有者(ここでは配偶者以外の相続人)がその敷地に居住していない場合、配偶者が土地全体を相続した場合と比べて相続税の負担は重くなります。そのため配偶者居住権を利用するには相続税の負担が、従来通りの相続をした場合と比較してどうなるのかをしっかりとシミュレーションすることが必要になると考えられます。

・ 自筆遺言証書の条件緩和

今回の改正で、自筆遺言証書の条件が緩和され、使いやすいものになりました。これまで、自筆遺言は本文を含め、財産目録もすべて自筆で書かなければなりませんでした。遺言書が長文になる場合は、その負担は大きく、また書き直すことも大変な労力を必要としました。

しかし今回の改正で、遺言書の中の財産目録についてはパソコンなどで作成することが可能になりました。また、預金については通帳のコピー、不動産の明細については、登記簿で代用することもできるようになりました。

財産目録以外の本文のところは、これまで同様、すべて自筆で作成することが必要となっていますが、本文については書き方を工夫することによって、かなり労力は軽減できると思われます。今後は、こうした形の遺言が増えることが予想されます。

以上